

ハイライト:

- ・平成19年の法人税制改正を解説します。
- ・事前確定届出給与に変更届出ができました。

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

ご挨拶

目次:

ご挨拶	1
平成19年度税制改正 に関して	1
事前確定届出給与に 関する変更届出	2

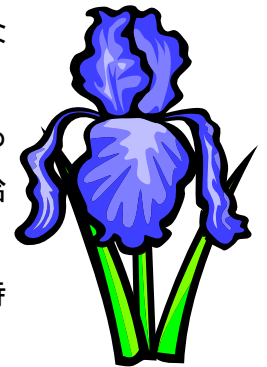
梅雨に入り、紫陽花の彩りが雨に美しく映える季節となりました。

第30号では、19年度税制改正の内、計算が複雑になった減価償却制度及び新たに導入された事前確定届出給与に関する変更届出等の解説を行いました。

内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、訪問時等に遠慮なくお問い合わせ下さい。

公認会計士・税理士・AFP・ITコーディネータ

公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士



中村 元彦

中村友理香

平成19年度税制改正に関して

平成19年度は平成18年度に引き続き、法人税制に関して大きな改正が行われました。その中でも計算がわかりにくい減価償却制度に関して解説いたします。

☆減価償却制度の改正後の取り扱い

減価償却資産の取得日	償却可能限度額	償却方法
平成19年3月31日以前	取得価額の95%相当額 上記到達後は残存簿価1円まで償却可能	旧定額法、旧定率法など
平成19年4月1日以後	残存簿価1円	定額法、定率法など

なお、H19.3.31以前に取得し、かつH19.4.1以後に事業の用に供した減価償却資産は、当該事業の用に供した日において取得したものと見なされますので、新たな減価償却制度を適用することになります。また、H19.3.31以前に取得した減価償却資産は、H19.4.1以後開始する事業年度で一旦従前の償却可能限度額まで達したときには、その事業年度ではそれ以上の償却計算はできず、翌年以後5年間でその残存価額5%分を簿価1円まで、均等償却を行うこととなっています。

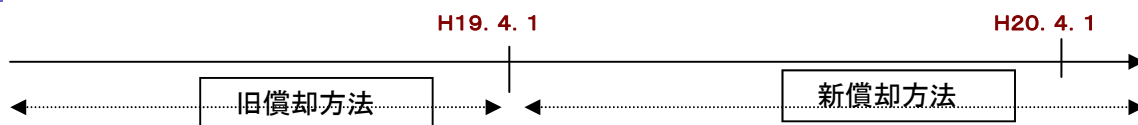
☆新たな減価償却制度の計算方法

定額法: (取得価額) × (耐用年数省令別表第十の「定額法の償却率」)

定率法: (期首帳簿価額) × (耐用年数省令別表第十の「定率法の償却率」) ないしは
(改定取得価額) × (耐用年数省令別表第十の「改定償却率」)

* 調整前償却額が償却保証額に満たない場合は、改定取得価額に改定償却率を乗じて計算した金額が償却限度額になります。

☆時系列による説明



←3月決算会社でこの年度中に取得価額の95%までの償却に達してしまった場合には、H20.3期は残存価額5%を割り込む償却費の計上はできません。H21.3期において残存価額5%の金額を5年間の均等償却で減価償却していくことになります。

☆定率法の計算方法と耐用年数省令別表第十

定率法の償却限度額の計算方法に、保証率、改定償却率、償却保証額といった新しい考え方が入り、計算が複雑になります。新しい耐用年数省令が出されましたのでご参考までに紹介いたします。

耐用年数省令別表第十

耐用年数	2	3	4	5	6	7	8	9	10
定額法の償却率	0.5	0.334	0.25	0.2	0.167	0.143	0.125	0.112	0.1
定率法の償却率	1.00	0.833	0.625	0.500	0.417	0.357	0.313	0.278	0.25
改定償却率	—	1.00	1.00	1.00	0.500	0.500	0.334	0.334	0.334
保証率	—	0.02789	0.05274	0.06249	0.05776	0.05496	0.05111	0.04731	0.04448

☆資本的支出

既存の減価償却資産に対してH19.4.1以後資本的支出を行った場合には、原則として既存の減価償却資産と種類・耐用年数を同じくする減価償却資産を新たに取得したものとされます。但しH19.3.31以前に取得した資産については、資本的支出の本体価額への加算など、特例処理が認められていますのでご注意ください。

詳細は国税庁HP <http://www.nta.go.jp/category/pamph/houjin/h19/genkaqa.pdf> をどうぞ

事前確定届出給与に関する変更届出

H19.4.1以後開始事業年度からは、1度提出した事前確定届出給与について

①随時改定事由(役員の職制上の地位変更、職務内容の重大な変更等)

②業績悪化改定事由

が生じた場合、①では臨時改定事由が生じた日から1月以内、②では減額を決めた株主総会等の決議の日から1月以内に、変更届出を提出しなければならないことになりました。

なお届出自体は、株主総会決議の日から1ヵ月(最大会計期間4月経過)以内に提出するよう変更となっています。

ホームページもご覧下さい
<http://homepage2.nifty.com/my-naka/>

中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15-1121

電話 03-3746-1750

(さいたま事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル

電話 048-816-6180

Fax 048-834-1594

nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp

* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせ下さい。